毎週火曜日及び金曜日発行

神奈川県公報

県の花：山ゆり

令和 8 年 5 月29日（金曜日）　　定 期 第 717 号

目　次　　ページ

○告示

家畜伝染病の発生（環境農政・畜産課）　417
青少年保護育成条例による有害興行の指定（福祉子どもみらい・青少年課）　418
指定公金事務取扱者への公金事務の委託（２件）（福祉子どもみらい・青少年課）　418
診療報酬の算定方法の診療報酬点数表に定めがある試験及び検査の手数料の額の一部改正（健康医療・総務室）　419
保健福祉事務所において治療等を受ける者から徴収する治療料の額の一部改正（健康医療・総務室）　419
道路の区域変更（県土整備・道路管理課）　419
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除（２件）（県土整備・砂防課）　420
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（２件）（県土整備・砂防課）　421
建築基準法による道路の位置の指定（県土整備・建築指導課）　421

○人事委員会規則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（人委・給与公平課）　422
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（人委・給与公平課）　422
神奈川県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（人委・給与公平課）　423

○公安委員会規則

神奈川県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（警察・警務課）　423

○公告

地籍調査に関する令和８年度事業計画（県土整備・技術管理課）　424
市街地再開発組合から退任し、及び就任した理事長の氏名等の届出（県土整備・都市整備課）　425
開発行為に関する工事の完了（平塚土木事務所）　426
開発行為に関する工事の完了（厚木土木事務所）　427

○入札公告

落札者等の公告（健康医療・総務室）　427
落札者等の公告（会計・会計課）　427
落札者等の公告（企業・寒川浄水場）　427

告　　示

神奈川県告示第288号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第１項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和８年５月29日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

伝染病の種類　ヨーネ病

家畜の種類　牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域	発生年月日

発行　横浜市中区日本大通一　神奈川県政策局政策部政策法務課　電話横浜（〇四五）二一〇－一一一一

患畜	1	厚木市	令和８年５月19日

神奈川県告示第289号

神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第１号）第９条第１項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある興行として次のとおり指定する。

令和８年５月29日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

興行の種類	題名	製作会社等
映画	艶罪の家　じゅるりと誘う	山内組
	穴場求人　どすけべ優遇いたします	森田組

神奈川県告示第290号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和８年５月29日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

１　名称及び住所又は事務所の所在地

アマノ株式会社

横浜市港北区大豆戸町275番地

２　指定をした日

令和８年４月１日

３　委託をした日

令和８年４月１日

４　公金事務に係る歳入等又は歳出の内容

神奈川県立青少年センター条例（昭和39年神奈川県条例第11号）別表第１に規定する駐車場に係る使用料

５　委託の期間

令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

神奈川県告示第291号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和８年５月29日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

１　名称及び住所又は事務所の所在地

株式会社リンクファシリティーズ

川崎市川崎区下並木62番地

２　指定をした日

令和８年４月１日

3　委託をした日

令和８年４月１日

4　公金事務に係る歳入等又は歳出の内容

神奈川県立青少年センター条例（昭和39年神奈川県条例第11号）別表第１に規定する駐車場に係る使用料

5　委託の期間

令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

神奈川県告示第292号

診療報酬の算定方法の診療報酬点数表に定めがある試験及び検査の手数料の額（平成20年神奈川県告示第222号）の一部を次のように改正し、令和８年６月１日から施行する。

令和８年５月29日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

第１項第13号中「1,100円」を「1,070円」に改め、同項第18号中「赤痢アメーバ抗原定性」の次に「、赤痢アメーバ抗体定性」を加え、第４項第１号中「・ＢＣＧ法」を削り、第６項第１号中「200円」を「330円」に、「140円」を「230円」に改め、同項第４号中「1,280円」を「1,410円」に改め、第７項第４号の注中「320円」を「450円」に改め、第８項中「530円」を「660円」に改め、第13項第１号中「430円」を「560円」に改め、第14項第４号中「1,950円」を「2,080円」に改め、同項第６号の注中「1,050円」を「1,180円」に改め、第16項第１号中「2,600円」を「2,730円」に改め、同項第２号中「1,810円」を「1,940円」に改め、第17項中「3,120円」を「3,250円」に改め、第18項中「3,460円」を「3,590円」に改め、第19項第２号中「2,530円」を「2,560円」に改め、同項第３号中「インフルエンザ核酸検出」の次に「、ＲＳウイルス核酸検出」を加える。

神奈川県告示第293号

保健福祉事務所において治療等を受ける者から徴収する治療料の額（平成20年神奈川県告示第223号）の一部を次のように改正し、令和８年６月１日から施行する。

令和８年５月29日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

第４項第１号中「う蝕処置」を「単純処置」に改め、同項第３号中「う蝕歯即時充填形成」を「即時充填形成」に改め、同項第５号の注以外の部分を次のように改める。

⑸　生活歯髄切断	１件につき	2,010円

神奈川県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県厚木土木事務所において、令和８年５月29日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和８年５月29日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

1　道路の種類

県道

2　路線名

厚木愛川津久井

3　道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
厚木市山際字採燈場562番 3 地先から 同　　字中萩原426番 3 まで	旧	7.9メートルから 10.2メートルまで	225メートル
同	新	10.8メートルから 21.7メートルまで	同

神奈川県告示第295号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 8 年 5 月29日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
今泉 1 丁目 1	鎌倉市今泉一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	今泉 1 丁目 1	鎌倉市今泉一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第296号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 8 年 5 月29日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
西御門 2 丁目 2	鎌倉市西御門二丁目及び二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	西御門 2 丁目 2	鎌倉市西御門二丁目及び二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第297号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和８年５月29日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
今泉１丁目１	鎌倉市今泉一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	今泉１丁目１	鎌倉市今泉一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第298号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和８年５月29日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
西御門２丁目２	鎌倉市西御門二丁目及び二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	西御門２丁目２	鎌倉市西御門二丁目及び二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第299号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図面は、神奈川県平塚土木事務所において縦覧に供する。

令和８年５月29日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

指定年月日	指定番号	指定した道路の位置	延長	幅員
令和８年４月21日	第Ｒ０７指道平土00002号	中郡二宮町中里字軒吉1,483の１ほか１筆	メートル 34.97	メートル 4.52

人事委員会規則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年５月29日

神奈川県人事委員会
委員長　小　池　　治

神奈川県人事委員会規則第32号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和32年神奈川県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第７中

「

子ども自立生活支援センター	児童指導員 保育士 看護師及び准看護師 生活指導補助員

」を

「

中央児童相談所 平塚児童相談所 厚木児童相談所 綾瀬児童相談所	児童指導員 生活指導補助員
子ども自立生活支援センター	児童指導員 保育士 看護師及び准看護師 生活指導補助員

」に改める。

附　則

この規則は、令和８年６月１日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年５月29日

神奈川県人事委員会
委員長　小　池　　治

神奈川県人事委員会規則第33号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年神奈川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局（会計局を含む。）の項本庁の項中「広報戦略担当局長」を「知事政策秘書官　広報戦略担当局長」に、「いのち・未来戦略統括官　基地対策担当局長」を「いのち・未来戦略統括官」に、「知事政策秘書官　参事監」を「参事監」に改め、同表知事部局（会計局を含む。）の項出先機関（出先機関に設けられた支所、試験場、地区事務所、秦野センター、三崎センター、足柄上センター、大和センター、東部センター、治水センター及び小田原土木センター（以下「支所等」という。）を含む。）の項中「リニア中央新幹線推進事務所｜事業調整課長」を削り、同表監査事務局の項中「副事務局長」を「副事務局長
参事」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

神奈川県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月29日

神奈川県人事委員会
委員長　小　池　　治

神奈川県人事委員会規則第34号

神奈川県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

神奈川県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年神奈川県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市長部局（会計課を含む。）の項中「(財産・車両課）管財係長」を「(財産・車両課）財産・車両係長」に改める。

別表第 5 市長部局（会計課を含む。）の項中「障害児通所施設｜園長　副園長」を削り、同表教育委員会事務局及び教育機関の項中「教育研究所｜参事　所長　担当課長」を削る。

別表第 8 町長部局（会計課を含む。）の項中

「(総務課）総務班副主幹及び主査（人事を担当する者に限る。）　行政管理班副主幹及び主査（法令審査を担当する者に限る。）」	を	「(政策秘書課）企画政策班副主幹（政策調整を担当する者に限る。） (総務課）総務班副主幹及び主査（人事を担当する者に限る。）　行政管理班副主幹及び主査（法令審査を担当する者に限る。）」

に改める。

別表第13町長部局（会計室を含む。）の項中

「(総務課）副課長　主幹、副主幹及び主査（人事、給与、服務、労務又は庁舎管理を担当する者に限る。） (企画財政課）副課長　主幹、副主幹、主査、主任主事及び主事（財務を担当する者に限る。）」	を	「(政策経営課）副課長　主幹、副主幹、主査、主任主事及び主事（財務を担当する者に限る。） (総務課）副課長　主幹、副主幹、主査、主任主事及び主事（人事、給与、服務、労務又は庁舎管理を担当する者に限る。）」

に、「保育園｜園長」を「保育園｜園長
幼稚園｜園長」に改め、同表教育委員会事務局及び教育機関の項中「幼稚園｜園長」を削る。

別表第16町長部局（出納室を含む。）の項中「(企画政策課）戦略班長」を「(企画政策課）秘書広報班長」に改める。

別表第18町長部局（会計課を含む。）の項中「室長」を削る。

別表第21事務局の項中「室長」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

神奈川県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月29日

神奈川県公安委員会

委員長　外　郎　藤右衛門

神奈川県公安委員会規則第９号

神奈川県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

神奈川県警察の組織に関する規則（昭和44年神奈川県公安委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第14条第６号中「及び古物営業」を「、古物営業及び特定金属くず買受業」に改める。

第17条第４号中「古物営業」の次に「、特定金属くず買受業」を加える。

附　則

この規則は、令和８年６月１日から施行する。

公　　告

国土調査法第６条の３第２項の規定に基づき、次のとおり令和８年度地籍調査事業計画を定めました。

令和８年５月29日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

1　調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
横浜市	横浜市金沢区谷津町の一部 同　泥亀一丁目の一部 同　泥亀二丁目の一部 同　釜利谷東二丁目の一部 同　寺前一丁目の一部 同　町屋町の一部 同　洲崎町の一部 同　金沢町の一部
川崎市	川崎市川崎区田島町 同　浜町二丁目の一部 同　浜町三丁目の一部 同　浜町四丁目の一部 同　渡田東町 同　桜本一丁目の一部 同　多摩区生田八丁目の一部 同　枡形四丁目の一部 同　三田二丁目の一部
相模原市	相模原市緑区太井の一部
横須賀市	横須賀市佐島一丁目の一部 同　佐島二丁目の一部
平塚市	平塚市花水台の一部
鎌倉市	鎌倉市津西一丁目の一部
藤沢市	藤沢市片瀬海岸二丁目の一部 同　片瀬海岸三丁目の一部 同　鵠沼桜が岡三丁目の一部 同　片瀬一丁目の一部 同　本鵠沼一丁目の一部 同　本鵠沼二丁目の一部 同　本鵠沼五丁目の一部

	同　　辻堂六丁目の一部
茅ケ崎市	茅ケ崎市南湖四丁目の一部 同　　白浜町の一部 同　　菱沼海岸の一部
逗子市	逗子市桜山八丁目の一部
三浦市	三浦市南下浦町上宮田の一部
秦野市	秦野市曲松二丁目の一部 同　　渋沢二丁目の一部 同　　西大竹の一部 同　　南が丘三丁目の一部 同　　南が丘四丁目の一部
厚木市	厚木市上古沢の一部 同　　旭町五丁目の一部 同　　水引一丁目の一部 同　　寿町三丁目の一部
大和市	大和市下鶴間の一部
伊勢原市	伊勢原市日向字上堤の一部 同　　字東新田原の一部
海老名市	海老名市河原口三丁目の一部 同　　上郷一丁目の一部
座間市	座間市南栗原四丁目の一部
綾瀬市	綾瀬市落合南一丁目の一部
葉山町	三浦郡葉山町長柄字南郷の一部
大磯町	中郡大磯町大磯の一部 同　　東町三丁目の一部
二宮町	中郡二宮町山西の一部
中井町	足柄上郡中井町境の一部 同　　井ノ口の一部
松田町	足柄上郡松田町松田庶子の一部 同　　松田惣領の一部
山北町	足柄上郡山北町向原字松原先 同　　字中里
開成町	足柄上郡開成町吉田島の一部
箱根町	足柄下郡箱根町湯本の一部
真鶴町	足柄下郡真鶴町真鶴字中宿の一部 同　　字海岸の一部 同　　字横捲の一部 同　　字横宿の一部
愛川町	愛甲郡愛川町春日台一丁目の一部 同　　中津字大塚前
清川村	愛甲郡清川村煤ケ谷の一部

2　調査期間

令和８年４月７日から令和９年３月31日まで

都市再開発法第28条第１項の規定により、追浜駅前第２街区市街地再開発組合から、次のとおり退任し、及び就任した理事長の氏名及び住所の届出がありました。

令和８年５月29日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

退任した理事長

氏名	住所
織田　俊美	横須賀市追浜本町１丁目112番地　ルイシャトレ夏島パルメーア209

就任した理事長

氏名	住所
織田　俊美	横須賀市追浜本町１丁目112番地　ルイシャトレ夏島パルメーア209

都市計画法第36条第３項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和８年５月29日

神奈川県平塚土木事務所長　細　川　順　一

1

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市池端字駒形261の３ほか16筆
開発区域の面積	1,956.79平方メートル
開発許可を受けた者の住所	海老名市めぐみ町２の２　ＶＩＮＡ　ＧＡＲＤＥＮＳ　ＯＦＦＩＣＥ　14階
開発許可を受けた者の氏名	積水ハウス株式会社神奈川中央支店 支店長　髙木　基雄
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和７年２月18日　神奈川県指令平土第610053号 (令和８年３月30日　神奈川県指令平土第610070号)

2

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市板戸字片町448の３ほか１筆
開発区域の面積	1,042.93平方メートル
開発許可を受けた者の住所	海老名市中央１－14の36
開発許可を受けた者の氏名	株式会社秀建 代表取締役　竹内　良一
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和７年12月24日　神奈川県指令平土第610057号 (令和８年４月14日　神奈川県指令平土第610002号)

3

開発区域に含まれる地域の名称	中郡二宮町二宮字下浜端370の１ほか１筆の各一部
開発区域の面積	958.35平方メートル
開発許可を受けた者の住所	中郡二宮町二宮1,352の５
開発許可を受けた者の氏名	株式会社新栄 代表取締役　乗田　昭芳
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和７年９月４日　神奈川県指令平土第610034号 (令和７年10月９日　神奈川県指令平土第610044号)

都市計画法第36条第３項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和８年５月29日

神奈川県厚木土木事務所長　佐　藤　　映

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市本郷字下河内5,344の１
開発区域の面積	451.18平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都西東京市東伏見３－６の19
開発許可を受けた者の氏名	タクトホーム株式会社 代表取締役　小寺　一裕
開発許可年月日及び許可番号	令和７年12月24日　神奈川県指令厚土東第610082号

入　札　公　告

落札者等の公告

＜掲載順序＞

⑴物品等又は特定役務の名称及び数量　⑵事務を担当する所属の名称及び所在地　⑶落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑷落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑸落札金額（随意契約の場合は契約金額）　⑹契約の相手方を決定した手続　⑺一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日　⑻随意契約の場合はその理由

次のとおり落札者等について公告します。

令和８年５月29日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

⑴令和８年度　神奈川県救急相談事業に係るシステム運用及び保守管理業務委託　⑵神奈川県健康医療局総務室　横浜市中区日本大通１　⑶令和８年４月24日　⑷トランス・コスモス株式会社　東京都渋谷区東１－２の20　⑸136,386,360円　⑹随意契約　⑻地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第１号及び第２号

次のとおり落札者等について公告します。

令和８年５月29日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

⑴会計管理システム運用・保守業務委託　⑵神奈川県会計局会計課　横浜市中区日本大通１　⑶令和８年４月15日　⑷富士通Ｊａｐａｎ株式会社東日本公共ビジネス統括部（神奈川）　川崎市幸区大宮町１の５　⑸66,829,840円　⑹随意契約　⑻地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第１号

次のとおり落札者等について公告します。

神奈川県企業庁

寒川浄水場長　田　中　克　彦

⑴令和８年度寒川浄水場配水運用システムほか点検業務委託　一式　⑵神奈川県企業庁寒川浄水場　高座郡寒川町宮山4,271番地　⑶令和８年４月１日　⑷株式会社太陽システム　横浜市中区富士見町３の２　⑸55,209,000円　⑹随意契約　⑻地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第１号